【財政用語の解説】

あ行

依存財源 (いぞんざいげん)

国や府から自治体に交付される金額や割り当てられる収入で、国・府支出金、地方交付税、各種 交付金、地方債などが該当します。 ⇔ 自主財源

・一般会計 (いっぱんかいけい)税を主な収入源とし、福祉や教育などの基本的な施策を行うための会計です。 ⇔ 特別会計

一般財源 (いっぱんざいげん)

市税、地方交付税などその使いみちに制限を受けない財源です。 ⇔ 特定財源

か行

基金 (ききん)

将来にわたり、安定して行政サービスを行うために備える貯金(財政調整基金)です。 その他、使用目的の定まった貯金(特定目的基金)などがあります。

- ・繰入金 (くりいれきん)、繰出金 (くりだしきん)
 - 一般会計や特別会計、基金など、各会計間における現金の移動で、支出は「繰出金」、収入は 「繰入金」として経理されます。
- ・形式収支 (けいしきしゅうし)

歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた現金収支の差額です。

経常収支比率 (けいじょうしゅうしひりつ)

人件費や扶助費、公債費など毎年必ず支出される経費に、市税や普通交付税などの使用に制限のない、毎年安定して収入される経費がどの程度費やされているのかを示すもので、家計におけるエンゲル係数と同様なものです。

財政構造の弾力性(ゆとり)を示し、この数値が高いほど財政に余裕がない状況となります。

公債費 (こうさいび)

地方債(借入金)の元金及び利子の返済のための経費です。

・国庫支出金 (こっこししゅつきん)、府支出金 (ふししゅつきん)

市が行う特定の事務・事業の財源として国・府から交付されるもの。

国・府本来の事務を市に委託する「委託金」、国・府の義務として割合に応じて負担する「負担金」、

国・府が奨励上必要と認めて任意に支出する「補助金」の3種類があります。

- ・歳出 (さいしゅつ)、歳入 (さいにゅう)
 - 一会計年度(4月1日から翌年3月31日)における支出を「歳出」、収入を「歳入」といいます。

自主財源 (じしゅざいげん)

市税や使用料及び手数料、財産収入など、市自らが条例等に基づき徴収する収入で、歳入総額に 占める割合が高いほど財政の自主性と安定性が高いと言えます。 ⇔ 依存財源

実質収支 (じっしつしゅうし)

形式収支から翌年に繰越すべき財源(来年度以降に支払が発生するためにとって置く財源)を 差し引いた額で過去からの収支の累計です。自治体の黒字・赤字は実質収支により判断されます。

た行

単年度収支 (たんねんどしゅうし)

今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、この 1 年間(単年度)における収支の増減です。

・地方交付税 (ちほうこうふぜい)

自治体間の財源のかたよりを調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する仕組みで、自治体ごとの財源不足額が国から交付されます。

地方債 (ちほうさい)

道路や公園、学校などの建設といった公共事業には、一時期に多額のお金が必要となります。 財政負担の平準化を図るほか、将来世代にも公平に負担してもらうために、政府・銀行等から 調達する長期的な借入金です。

・地方財政計画 (ちほうざいせいけいかく)

地方財政全体の見込額に関する書類で、国により年度ごとに作成されます。

この計画を基に地方交付税等の地方財源の保障がなされるほか、各自治体の財政運営上の指標となるものです。

・地方消費税交付金 (ちほうしょうひぜいこうふきん)

地方消費税(2.2%)は都道府県税であり、国が消費税(7.8%)と併せて課税し、市へは一定の基準により、府から交付されます。8%への増税前の税率(1.0%)を超える部分(1.2%)は全額、社会保障関連施策に要する経費の財源として活用されます。

- 特定財源 (とくていざいげん)
 - 国・府支出金、地方債、使用料や手数料などその使いみちが決められている財源です。
 - ⇔ 一般財源
- 特別会計 (とくべつかいけい)

公共料金や保険料などの事業収入で歳出を賄うことが求められる事業を経理するための会計です。

⇔ 一般会計

は行

・扶助費 (ふじょひ)

生活保護法や児童福祉法などの法令に基づくものや、市が単独で行う社会保障制度の一環として支給する経費です。

普通会計 (ふつうかいけい)

自治体の会計は「一般会計」と「特別会計」によって構成されていますが、各団体の会計区分は 一様ではないため、自治体間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により一般行政部門の 会計を普通会計として整理し、その他の会計と区分しています。